

# 事業計画板の記載内容の変更について

まちづくり条例第17条第2項にて事前協議書提出後5日以内に設置を義務付けている事業計画板について令和7年9月1日付にて変更しました。

11月4日(火)以降に協議書を提出の場合は変更後の計画板を設置頂きますようお願い申し上げます。

修正点:下部にある「上記の事業者」を計画概要問合せ先(代理人等)の記載が出来るように変更(事業者を問合せ先とする事を禁止するものではありません。問合せ先が事業者であれば事業者をご記入下さい。)

## 【様式検索方法】

- ①トップページの検索欄に「事業計画版」と入力し検索をクリック。
  - ②検索結果で「まちづくり条例」が出てきますので、選択して下さい。
  - ③「環境創出行為(通常)」内「結果報告時の必要書類」欄に「事業計画版」がありますので、選択しダウンロードしてご確認下さい。
- ・検索を行わない場合は下記の項目を順に選択して下さい  
くらしの情報>住まい>住環境>開発行為>まちづくり条例

【改正前後比較】一番下の**太字の部分**が改正された箇所です。

環境創出行為の計画概要  
着工予定 年 月 日

|               |                   |               |                    |
|---------------|-------------------|---------------|--------------------|
| 環境創出<br>区域の地番 | 秦野市               |               |                    |
| 環境創出<br>行為の目的 |                   | 環境創出区域<br>の面積 | 平方メートル             |
| 計画戸数          | 戸                 | 建築面積          | 平方メートル             |
| 階数            | 地上<br>地下          | 階<br>階        | 構造<br>最高高さ<br>メートル |
| 事業者           | 住所 電話番号<br>氏名又は名称 |               |                    |
| 工事施行者         | 住所 電話番号<br>氏名又は名称 |               |                    |
| 工事監理者         | 住所 電話番号<br>氏名又は名称 |               |                    |

この計画概要等についての問合せは、**削除→** ~~上記の事業者~~ **↓変更部分** **000 電話番号 000-0000-0000** お願いします。  
↑宛名 年 月 日設置